



平成25年4月1日発行 第105号

- 注意  
「加湿器」のリコールの周知及び製品回収活動に対する協力等について
- 報酬算定・運営基準  
「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の施行について」  
「福祉用具サービス計画書の作成について」  
「指定訪問系（訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション（各予防含む））事業所と同一の建物に居住する利用者に係る減算について」  
「ヘルパー2級のサービス提供責任者を配置する事業所の減算について」  
《経過措置の対象期間が終了します》  
「サービス提供責任者の配置基準に係る経過措置期間の終了について」  
「業務管理体制の届出について」
- お知らせ  
「高齢者介護施設における「感染症マニュアル」について」

注意

○ 「加湿器」のリコールの周知及び製品回収活動に対する協力等について

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災事故の発生については、リコール回収中であるTDK株式会社製「加湿器」が火元であった可能性が高いことから、経済産業省において同社に対し周知徹底の強化を要請し、現在同社において、リコール周知、製品回収活動に取り組んでいるところです。

特に今般の火災事故は、グループホームで発生したことから、同社において、全国の福祉施設等に対する連絡や巡回活動を重点的に行い、リコール対象品の確認を行うとともに、製品回収に努めることとしています。

つきましては、社会福祉施設等における事故の未然防止のため、同社が行うリコール対象商品の回収にご協力いただきますようお願いいたします。

また、訪問系サービス提供事業者におかれましても、同社の製品回収をより確実に実施できるよう、改めて利用者宅におけるリコール対象品の確認及び製品回収等へのご協力をお願いいたします。

なお、消費者庁におきましては、リコール対象品による事故を防止するため、過去に公表された商品のうち、消費者に危害等が及ぶ可能性が高いリコール品を「消費者庁リコール情報サイト」によりお知らせする取り組み等を行っております。各事業所におかれましては、同サイトを活用するなどし、引続き、利用者等の事故防止、安全確保に努めていただくよう重ねてお願いいたします。詳細は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ > 介護保険最新情報（厚生労働省通知） > 介護保険最新情報Vol. 321

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishin.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html)

報酬算定・運営基準

○ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による「老人福祉法」「介護保険法」及び「社会福祉法」の改正に伴い、以下のとおり条例及び規則を制定し、平成25年4月1日から施行になりました。

本条例・規則とその概要については、以下のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 居宅サービス事業所等の人員・設備・運営等に関する基準（東京都条例、厚生労働省通知等） > 地域主権一括法に関する東京都基準条例の制定について

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/koro/kijyunjyourei.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koro/kijyunjyourei.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 指定訪問系(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション(各予防含む)) 事業所と同一の建物に居住する利用者に係る減算について

平成24年度介護報酬改定により、以下の要件に該当する指定訪問系事業所については、当該指定訪問系事業所の所在する建物と同一の建物(※)に居住する利用者に対し、当該指定居宅サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定することとされました。

つきましては、平成24年度の実績について、以下の要件への該当の有無を確認し、該当する場合には速やかに当該届出を提出するようお願いいたします。

### ◎ 要件

前年度(平成24年4月から平成25年2月)の1月当たりの実利用者(指定訪問系事業所の所在する建物と同一の建物(※)に居住する者に限る。)の数(一体的に事業を実施している指定介護予防訪問系事業所における前年度の1月当たり実利用者の数を含む。)が30人以上

(※同一の建物)

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は旧高齢者専用賃貸住宅に限る。

なお、計算様式及び届出様式については、以下のホームページに掲載してありますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>加算届出様式

- ・(平成24年度改定版)加算届の注意事項及び添付書類の説明(福祉系サービス)
- ・(平成24年度改定版)加算届の注意事項及び添付書類の説明(医療系サービス)

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shinsei/kasan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan.html))

【提出先】〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 福祉用具サービス計画書の作成について

平成24年4月の基準改正において、全ての福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所において、**福祉用具サービス計画書の作成が義務付けられました。**計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとされ、作成した計画書は利用者に交付しなければならないこととなっています。

この経過措置として、平成24年3月31日までに指定を受けていた福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所は、平成25年3月31日までに、当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成することとされておりました。まだ計画の作成と交付を完了していない利用者がいましたら、速やかに作成し、交付をお願いいたします。詳細は、「介護報酬改定に伴う基準等の改正について(平成24年4月13日付事務連絡)の別紙「介護報酬改正・基準改定における留意事項」をご参照ください。

なお、作成した福祉用具サービス計画書の都への提出は不要です。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>各サービスに係る通知等>

11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 又は 12 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売>  
「介護報酬改定に伴う基準等の改正及び届出について(平成24年4月13日付事務連絡)

<貸与> ([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/11\\_taiyo.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/11_taiyo.html))

<販売> ([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/12\\_hanbai.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/12_hanbai.html))

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ ヘルパー2級のサービス提供責任者を配置する事業所の減算について 《経過措置の対象期間が終了します》

### (1) 経過措置の対象期間の終了について

ヘルパー2級課程修了者のサービス提供責任者配置減算については、減算適用除外の届出をした指定(介護予防)訪問介護事業所は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は当該減算を適用しないこととされています。

当該経過措置の適用期間が平成25年3月31日に終了したことから、現在、減算適用除外の届出をし、経過措置を受けている事業所であって、引き続きヘルパー2級のサービス提供責任者を配置している事業所は、平成25年4月1日以降は本減算の適用を受けることとなりますのでご注意ください(届出については(2)のとおり)。

### (2) 平成25年4月1日以降、ヘルパー2級課程修了者のサービス提供責任者を配置する事業所の減算等の適用について

平成25年4月1日以降、1月間(暦月)で1日以上、ヘルパー2級課程修了者及び介護職員初任者研修修了者のサービス提供責任者を配置する事業所は、当該月の翌月に提供されたすべてのサービスに減算が適用されることとなります。

この場合、減算適用となる事業所は減算適用の届出(※)をする必要がありますのでご注意ください。

※『サービス提供責任者体制の減算「あり」』の届出。例えば、平成25年4月1日以降、1日でもヘルパー2級課程修了者のサービス提供責任者の配置がある場合には、「平成25年5月1日減算適用開始」としての届出となる。

なお、当該サービス提供責任者が月の途中で介護福祉士(介護福祉士試験の合格者を含む。)又は実務者研修・介護職員基礎研修課程・1級課程を修了した者となった場合、翌月から減算は適用されないこととなります。

従って、経過措置期間の終了に際し、平成25年3月中に介護福祉士試験に合格した場合等は、減算の適用対象とはならないものです。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>加算届出様式

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shinsei/kasan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan.html))

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ サービス提供責任者の配置基準に係る経過措置期間の終了について

サービス提供責任者の配置基準については、平成24年の基準改正により、指定（介護予防）訪問介護事業所ごとに『利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者を配置』する旨の改正が行われました。

その際、厚生労働省から発出された「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）」の間11により、平成24年3月31日時点で指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までの間は、旧基準（サービス提供時間や訪問介護員等の員数）による配置も可能とされていたところです。

当該経過措置期間が終了することから、平成25年4月1日以降は、すべての事業所において、改正後の基準が適用されることとなります。

平成24年度において、経過措置の適用を受け、旧基準によりサービス提供責任者の配置を行っていた事業所は、平成25年4月1日の時点で、前3月の利用者の数による配置状況の確認を行い、適正な人員配置を行うようお願いいたします。

★改正後の配置基準（利用者の数が40人につき1人以上）に対応した勤務体制一覧表の様式を下記に掲載しますので、ご活用ください。

なお、平成25年4月1日以降、毎月（暦月）ごとに配置の確認が必要となります。確認の結果、利用者の数の増減に対応してサービス提供責任者の配置人数を変更する場合は、変更届の提出が必要です。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>各サービスに係る通知等>2 訪問介護・介護予防訪問介護>サービス提供責任者の配置基準及び配置減算について

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/2.houkai.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/2.houkai.html))

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 業務管理体制の届出について

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。（介護保険法第115条の32）。

**業務管理体制の届出は全法人〈必須〉となっております。**法令遵守責任者を定め、必要書類を添付して届出をお願いいたします。

詳細は、東京都介護サービス情報に掲載されていますので、まだ提出していない事業者は、速やかに提出をお願いします。

## ■届出事項

届出事項／事業所数	事業所数		
	20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

## ■届出先

事業所等の展開に応じて異なりますので、必ず確認をお願いします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>業務管理体制に係る届出

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shinsei/gyoumukanritaisei.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/gyoumukanritaisei.html))

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」について

平成25年3月12日付け介護保険最新情報 Vol.319（その1～その3）において、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」が発表されております。

本マニュアルは、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成17年3月)」をもとに、「特別養護老人ホームにおける感染対策ガイドライン(平成19年3月)」の内容を統合したものとなっております。また、近年の施設等における感染症の動向や新たな知見を踏まえ、記述内容を全体的に見直し、現場で参考としやすくなるよう具体化・明確化されています。

本マニュアルは、通所サービス事業所や居住系サービス事業所などにおいてもご活用いただけますので、各事業所での実情を踏まえ、独自の指針とマニュアルを作成してください。

**【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報(厚生労働省通知)>介護保険最新情報Vol. 319**

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishin.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html))

**【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593**